

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

2 新設又は改築に係る工事の内容中「別紙-27」を「別紙-28」とし、「別紙-26」を「別紙-27」とし、「別紙-25」を「別紙-26」とし、別紙-24の次に次のように加える。

別紙-25 都道首都高速1号線（改築）（新京橋連結路（仮称））に関する工事の内容

3 収支予算の明細中「別紙-28」を「別紙-29」に改める。

4 料金の額及びその徴収期間中「別紙-29」を「別紙-30」に改める。

別紙-24（5）（イ）②中「令和6年4月1日」を「令和11年4月1日」に改め、同（5）（ロ）中「令和9年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

別紙-29の一部を次のように改める。

〔1〕 二.（3）（ロ）中「第13条第1項第7号」を「第13条第1項第8号」に改める。

〔4〕 一.（2）（ハ）を削る。

〔5〕 中「令和47年9月30日」を「令和56年3月20日」に改める。







「別紙－２７」を「別紙－２８」とし、「別紙－２６」を「別紙－２７」とし、「別紙－２５」を「別紙－２６」とし、別紙－２４の次に次のように加える。

(別紙－２５)

都道首都高速１号線（改築）（新京橋連結路（仮称））に関する工事の内容

(１) 路線名

都道首都高速１号線

(２) 工事の箇所

東京都中央区新富一丁目  
東京都中央区銀座一丁目  
東京都中央区八丁堀四丁目  
東京都中央区京橋三丁目  
東京都中央区八重洲二丁目

(３) 工事方法

(イ) 事業方式

公共事業と有料道路事業による施行方式

(ロ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速４号線	中央区八重洲二丁目	立体接続	新京橋連結路 (仮称)

(４) 工事予算

１１６，０００百万円（消費税込み）

(５) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手（予定）年月日

- ① 東京都中央区新富一丁目から東京都中央区銀座一丁目まで及び東京都中央区八重洲二丁目  
令和 ６年 ４月 ２０日
- ② 東京都中央区銀座一丁目から東京都中央区八重洲二丁目まで  
令和 １５年 １０月 １日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

(ロ) 工事の完成予定年月日

令和 １８年 ３月 ３１日